

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## TAINS最新情報 ～新着個別通達と新着裁決事例から～



朝倉 洋子〔目黒〕

### はじめに

平成28年3月28日現在、TAINSには、38,701件の情報が収録されています。今月は、そのうちの、税区分「その他」、情報区分「個別通達」の1,884件の情報の中から、新しく収録された情報を選び、併せて最新の裁決2件を紹介します。

### I 新しく収録された個別通達の探し方

TAINSに新しく収録された情報を探すには、いくつかの方法があります。

TAINSのトップページには、毎週、木曜日に、新しいトピックスが掲示されます。

このトピックス欄をスクロールすれば、最近収録された判決・裁決・個別通達などに関する情報を知ることができます。

#### 2 ☆2016年〇〇月収録分

キーワードとしては、「☆2016年〇2月収録分」という探し方があります。この探し方は月単位で、その月ごとに収録された全ての情報を知ることができますので、情報区分の指定で全情報の中から個別通達にチェックマークを入れて検索します。

この場合の注意点は「2月」ではなく「〇2月」と必ず2桁で月数を入力することです。

#### 3 日付範囲指定

TAINSにログインしたら、画面左下の「TAINSキーワード詳細検索」を選びます。情報区分の個別通達にチェックマークを入れ、「日付範囲指定」の「TAINS登録」欄に、探したい期間の範囲を入力します。

例えば平成28年2月1日から同年2月29日までというように期間を指定すると、その期間中にデータベースに収録された全ての情報を検索することができます。

### II 最新収録個別通達

#### 1. 最新収録個別通達

次に、データベースに収録されている個別通達のうち、2016年2月に収録された個別通達を検索するには、情報区分の個別通達にチェックマークを入れた上で、キーワード欄に「☆2016年〇2月収録分」と入力すると22件の個別通達を検索することができます。

この22件のうち、情報公開法に基づいて開示された個別通達は何件でしょうか。「☆2016年〇2月収録分」の次にスペースを入れて、「情報公開」と入力すると次のとおり10件の情報に絞られます。

- (1)国税庁長官発信の「全国国税局調査査察部長会議資料」1件
- (2)大阪国税局発信の「確定申告期に留意すべき事項等」〔平成27年版 誤りやすい事例〕6件
- (3)東京国税局発信の「課税関係訴訟事件判決速報No.1363～1365の3件

#### 2 調査査察部長会議資料

平成27年9月16日に開催された「全国国税局調査査察部長（次長・監理官）会議」の資料です。

長文ですが、課税部と調査部との連携の強化については、事案に応じた組織的な対応として、調査の実施に当たっては、関係部署間の緊密な連絡・協調体制の下、情報の共有化、適切な調査体制の編成により、事案に応じた組織的な対応を図り、争訟見込み事案については、訴訟遂行が難航する場合は、争訟対応の観点から、適切な法令の適用や課税要件の充足、証拠の収集・保全等について、調査段階での十分な検討が必要であることから、訟務官室は調査部課と緊密に連携し、調査部からの要請に応じて審理面からの積極的かつ的確な支援を実施することとしています。

### III 所得税法157条行為計算の否認

平28-02-15非公開裁決(全部取消し)  
F0-1-577

この事件は、漫画家である審査請求人が事業所得の金額の計算上、必要経費に算入した同族会社への業務委託料について、原処分庁が請求人の所得税の負担を不当に減少させるものであるとして所得税法第157条の同族会社等の行為又は計算の否認第1項の規定を適用して更正処分等を行ったのに対し、請求人が、類似性のない同業者を基に算定した業務委託料に基づいて、この規定を適用することは違法であるなどとして、その全部の取消しを求めたという事案です。

争点は、本件委託料の支払を容認した場合には、請求人の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるか否かです。

審判所は、次のように判断して課税処分の全部を取り消しました。

#### 【判断】

原処分庁が主張する方法で抽出された各比準会社は、その業務の内容が本件合同会社の業務の内容と相当な類似性を備えているとは認められない。

所得税法第157条の適用に当たり、株主等の所得税の負担を不当に減少させる結果となるか否かの要件該当性の判断に当たっては、比準する同業者の業種・業態を踏まえ、合理的に算定された適正委託料とのかい離をもって本件委託料が不合理又は不自然であることを明らかにし、その結果、所得税の負担が不当に減少しているか否かを判断すべきである。

したがって、請求人と合同会社との間の委託契約の内容に通常の経済活動としては不合理又は不自然な事情が含まれていることをもって、本件委託業務に係る適正委託料の金額が直ちに正当化されるものではない。

### IV 押印のない期限内申告書

平27-04-01公表裁決(全部取消し)  
J99-1-01

この事件は、納税申告書としての他の要件を具備している限り、押印がないことのみをもって納税申告書としての効力がないものとはいえないと判断した公表裁決です。争点は、この事件における第一次申告書は、請求人の期限内申告書に該当するか否かです。

審判所の次のとおり判断して課税処分の全部を取り消しました。

#### 【判断】

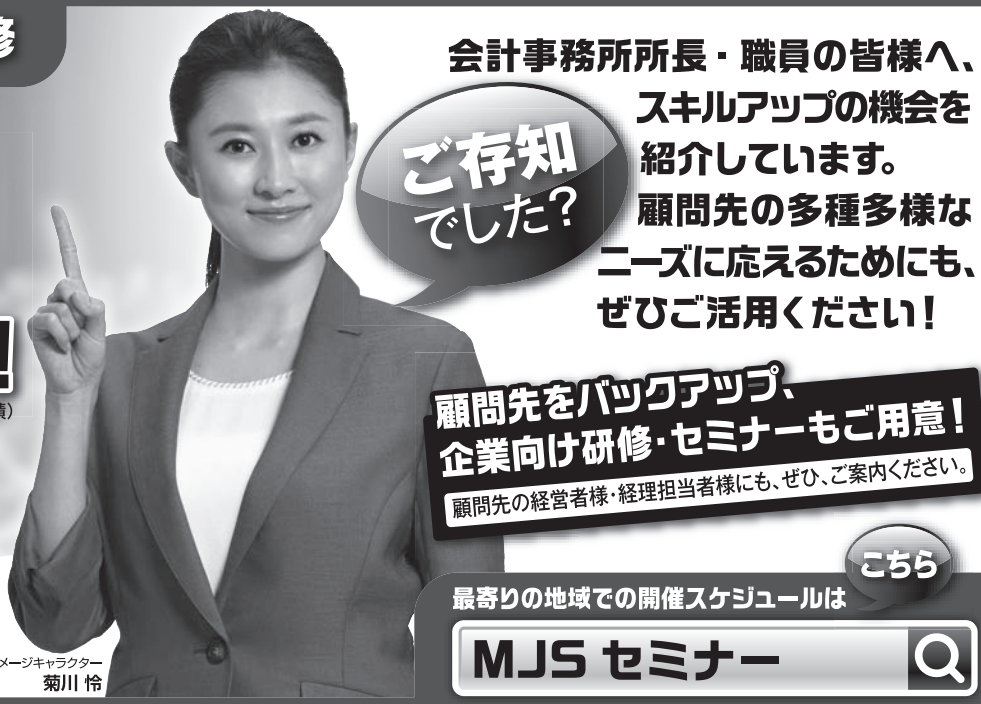
第一次申告書は、有効に成立した遺産分割協議の内容に基づいて作成されたものであること、第一次申告書は、長男の依頼により知人が作成したもので、長男を除く共同相続人もその依頼を認識しながら、これに異議を述べず承諾していたことからすると、第一次申告書は、遺産分割協議で成立した内容を基に共同相続人の総意により作成されたものと認められる。そして、このような申告書は、最終的に税務署長に提出するために作成されるのが通常であって、共同相続人についてもこの相続に係る相続税の申告を予定して第一次申告書を作成したとみるのが相当である。

請求人は、第一次申告書の提出自体には関与していないものの、長女に第一次申告書の提出を任せていたものと認められる。請求人は、納税するために申告が必要であるという程度の認識を有しており、請求人が本件相続に係る相続税を納期限内に全額納付したことなどの各事実を総合して考慮すれば、第一次申告書は、請求人の申告の意思に基づいて提出されたものと認めるのが相当である。

収録内容に関するお問い合わせは  
データベース編集室へ  
TEL 03(5496)1416

## MJSの専門セミナー、システム研修

全国で年間約1,200回開催、  
延べ約25,000名様が参加!  
(2014年実績)



会計事務所所長・職員の皆様へ、  
スキルアップの機会を  
紹介しています。  
顧問先の多種多様な  
ニーズに 대응するためにも、  
ぜひご活用ください!

顧問先をバックアップ、  
企業向け研修・セミナーもご用意!  
顧問先の経営者様・経理担当者様にも、ぜひご案内ください。

こちら

最寄りの地域での開催スケジュールは

MJS セミナー

